

協同組合 松山市商店連合会発行の「商品券」をお持ちのお客様へ
資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

払い戻しのお知らせです。

松山市商店連合会発行の「商品券」は、平成25年10月31日(木)をもって組合員のお店での商品・サービスとの引き換えを終了致しました。つきましては「資金決済に関する法律」第20条第1項の規定に基づく払い戻し手続きを以下のとおり実施致します。

■お申し出・払い戻し期間

平成25年**11月1日**から平成26年**1月31日**まで

この期間にお申し出がない場合は、払い戻し手続きから除斥されますので十分ご注意ください。

■お申し出・払い戻しの時間及び払い戻し休止日

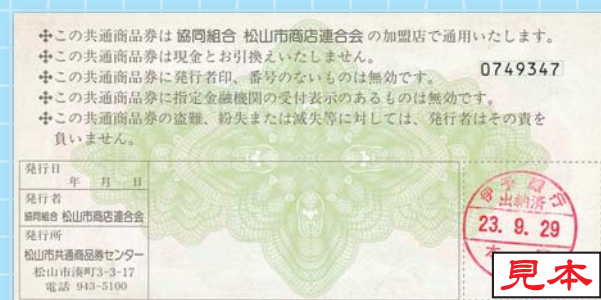
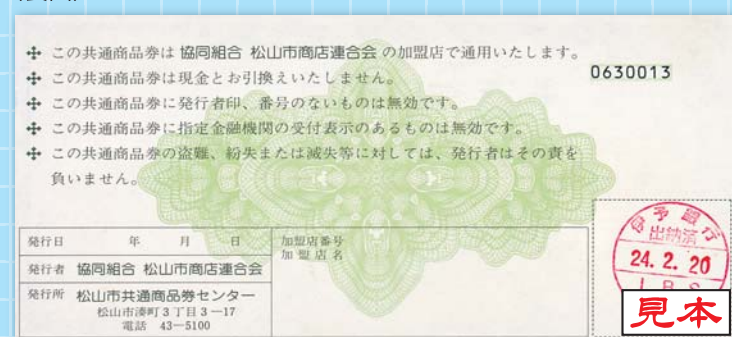
午前10時～午後5時

休止日：水曜日 12/31・1/1・1/2・1/3

【払い戻しの対象となる商品券】



(裏面)



■お申し出・払い戻しの方法

お手持ちの未使用の「商品券」とともに、下記払い戻し場所へご提出ください。現金による払い戻しを行います。

■お申し出・払い戻しの場所

大街道中央商店街振興組合

map **A**

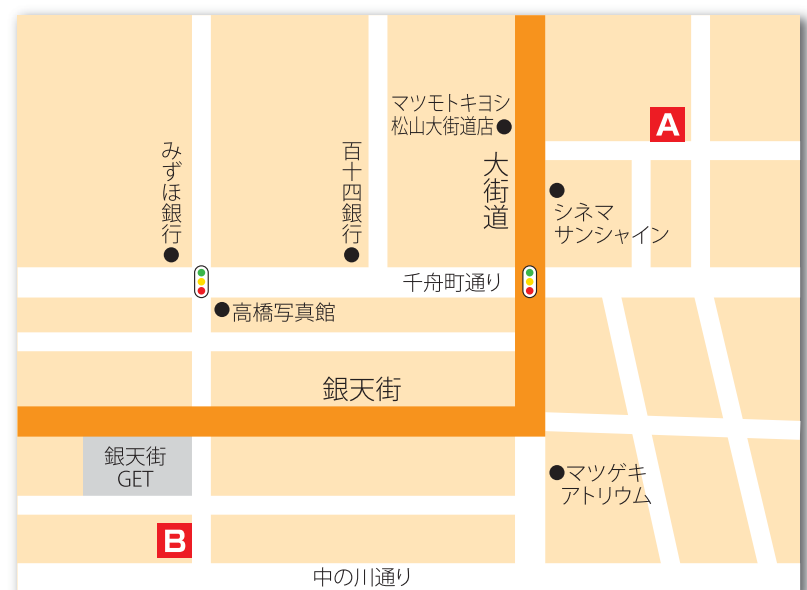
〒790-0003 愛媛県松山市三番町二丁目3番地3 TEL089-943-5192

松山銀天街第一商店街振興組合

map **B**

〒790-0012 愛媛県松山市湊町三丁目3番地17 TEL089-943-5100

※注意事項：偽造または変造された商品券、3分の1以上が滅失した商品券は払戻しできません。



協同組合 松山市商店連合会

事務局／〒790-0003 愛媛県松山市三番町二丁目3番地3 大街道中央商店街振興組合内 TEL089-943-5192 FAX089-907-0884